

## 「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」会則

### (名 称)

第1条 本会は、「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」と称する。

### (所在地)

第2条 本会を次の住所に置く。  
北海道寿都郡寿都町字新栄町 101-6

### (目 的)

第3条 本会は、私たちの子どもたちに、そして未来の子どもたちに、核のゴミのない寿都を渡すために、寿都町への核のゴミの受け入れ、受け入れに関する調査等を阻止し、未来ある寿都町をつくることを目的とする。

2 なお、上記目的が達成された場合は、本会は解散する。

### (活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 寿都町における核のゴミの受け入れ、関係調査の実施の阻止活動
- ② 核のゴミ受け入れや関連情報の収集と情報提供等による環境活動
- ③ 地方財政等の関連情報の収集と情報提供等によるまちづくり活動
- ④ 寿都町等に住む子どもたちへの支援等活動
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### (会 員)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- ① 本会の目的に賛同した寿都町民で、運営会議に参加する個人を、正会員とする。
- ② 本会の目的に賛同した寿都町民で、活動を支援する個人を、賛助会員とする。
- ③ 本会の目的に賛同した寿都町外に住む人で、活動を支援する個人を賛同人とする。

### (入 会)

第6条 会員になるには、事務局へ申請をし、共同代表の審査を受ける。

- 2 申請には、現会員の1名以上の推薦を必要とする。
- 3 総会で定めた会費を納めて、会員となる。

### (退 会)

第7条 会員は退会の申し出を以て、任意に退会することができる。

### (会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- ① 退会を申し出たとき
- ② 除名されたとき
- ③ 会費を1年以上滞納したとき

### (除 名)

第9条 会員が暴力団との関係、反社会的活動、公共の福祉に反する活動など、当事者の不安を高める行為を行ったと判明した場合、会則の第2条（目的）に反するとして運営会議の決議によって、これを除名できる。

### (役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- ① 共同代表（2名以上）
- ② 会計監査（1名以上）
- 2 共同代表は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 会計監査は、本会の収支決算について監査し、総会に報告する。
- 4 共同代表は、会員の中から選任する。
- 5 役員の任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。  
ただし、再任を妨げない。

(総 会)

- 第 11 条 総会は、定期総会と臨時総会の 2 種とする。
- 2 定期総会を年 1 回開催、臨時総会は共同代表が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、正会員の 3 分の 1 以上の出席または委任状の提出をもって成立する。
- 4 総会の議長は、正会員である出席者から選出する。
- 5 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、本会の次の事項を議決する。
- ① 会則の制定及び改定
  - ② 活動報告・活動決算
  - ③ 活動計画・活動予算
  - ④ 役員の選任及び解任
  - ⑤ 会費の額の承認
  - ⑥ その他、本会の運営に関して重要な事項
- 7 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 8 総会は、必要に応じて、書面又は電磁的方法による開催とすることができる。

(運営会議)

- 第 12 条 本会に、運営会議を置く。会議は、共同代表によって招集される。
- 2 運営会議は、共同代表、会計監査、正会員、事務局、他共同代表が必要としたメンバーによって構成される。
- 3 運営会議は適宜開催され、以下の事項について議決する。
- ① 総会の議決に基づいた活動計画・活動予算の執行と変更
  - ② 細則の承認と変更等
  - ③ 事務局の承認と変更等
  - ④ 会員の除名の承認
  - ⑤ 他、共同代表が必要と認めた事項
- 4 運営会議は、必要に応じて、書面又は電磁的方法による開催とすることができる。

(事務局)

- 第 13 条 本会は、共同代表の総理の下、本会の会務を処理するため、事務局を置く。

(会計年度)

- 第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

- 第 15 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、共同代表が別に定めるものとする。

(設立月日)

- 第 16 条 本会の設立月日は、2020 年 9 月 10 日とする。

- 附 則 この会則は、2020 年 9 月 10 日から施行する。